

# 社会福祉法人聖隸福祉事業団定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### 一 第一種社会福祉事業

- (1) 救護施設の経営
- (2) 特別養護老人ホームの経営
- (3) 軽費老人ホームの経営
- (4) 障害者支援施設の経営
- (5) 障害児入所施設の経営

#### 二 第二種社会福祉事業

- (1) 医療保護施設の経営
- (2) 保育所の経営
- (3) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (4) 一時預かり事業の経営
- (5) 児童厚生施設の経営
- (6) 助産施設の経営
- (7) 老人デイサービス事業の経営
- (8) 老人短期入所事業の経営
- (9) 老人介護支援センターの経営
- (10) 老人居宅介護等事業の経営
- (11) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 地域活動支援センターの経営
- (14) 移動支援事業の経営
- (15) 無料又は低額診療事業の経営
- (16) 無料又は低額介護老人保健施設の経営
- (17) 障害児通所支援事業の経営
- (18) 一般相談支援事業の経営
- (19) 特定相談支援事業の経営
- (20) 障害児相談支援事業の経営
- (21) 幼保連携型認定こども園の経営
- (22) 病児保育事業の経営
- (23) 放課後児童健全育成事業の経営
- (24) 子育て援助活動支援事業の経営
- (25) 小規模保育事業の経営
- (26) 複合型サービス福祉事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人聖隸福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県浜松市中区元城町218番地26に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。評議員会に議長を置き、その選任方法は定款施行細則に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内
- (2) 監事 2名以上 4名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、業務を執行した理事でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下の条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行う。理事会に議長を置き、その選任方法は定款施行細則に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

#### （議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第6章 資産及び会計

#### （資産の区分）

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。  
3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。  
4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  
5 収益事業用財産は、第42条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。  
6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### （基本財産の処分）

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、静岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合  
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）  
(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

#### （資産の管理）

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。  
3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### （事業計画及び收支予算）

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様である。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、

自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 医療施設の事業
- (2) 有料老人ホームの事業
- (3) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第2条に規定する特定民間施設の事業
- (4) 医療施設、福祉サービス及び介護保険の事業への業務支援・指導の事業
- (5) ケア付き高齢者住宅の事業
- (6) 指定老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの事業
- (7) 高齢者生活支援ハウスの事業
- (8) 居宅介護支援事業
- (9) 訪問入浴介護事業
- (10) 福祉用具貸与事業
- (11) 特定福祉用具販売事業
- (12) 特定介護予防福祉用具販売事業
- (13) 居宅療養管理指導事業
- (14) 訪問看護事業
- (15) 特定施設入居者生活介護事業
- (16) 地域包括支援センターの事業
- (17) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく市町村地域生活支援事業
- (19) 入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- (20) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- (21) 身体障害者向け住宅の事業
- (22) 事業所内保育所の事業
- (23) 生活困窮者自立支援事業
- (24) 無料職業紹介事業
- (25) 訪問リハビリテーションの事業
- (26) 通所リハビリテーションの事業
- (27) 短期入所療養介護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならぬ。また、前項の事業の重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 貸事務所業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければな

らない。また、前項の事業の重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第46条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人聖隸福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この

定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事	長谷川 保
//	内山 徳治
//	鈴木 利三郎
//	鳥居 恵一
理事	長谷川 甚一
//	長谷川八重子
//	鈴木 唯男
//	鈴木 生二
監事	田光 ふで子
//	倉沢 照太郎

#### 附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別 表 (No. 1)

この法人の基本財産は次の各号の財産をもって構成する。

基本財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積(単位m <sup>2</sup> )
1	静岡県浜松市北区根洗町字西645番1	聖隸こども園わかば用地	5,741.45
2	静岡県浜松市北区三方原町2831番	本部管理地	3,452.46
3	〃 2833番1	〃	1,088.32
4	〃 2833番2	〃	527.17
5	〃 2833番3	〃	456.51
6	〃 3444番1	聖隸三方原病院用地	3,865.21
7	〃 3444番2	〃	450.01
8	〃 3444番3	〃	65.22
9	〃 3444番4	〃	233.15
10	〃 3444番5	〃	233.12
11	〃 3450番1	〃	326.00
12	〃 3451番1	〃	7,700.30
13	〃 3452番	〃	6,848.48
14	〃 3453番1	〃	2,883.45
15	〃 3453番2	〃	693.24
16	〃 3453番3	〃	282.95
17	〃 3453番4	〃	32.74
18	〃 3454番1	〃	433.87
19	〃 3454番2	〃	887.89
20	〃 3454番3	〃	836.73
21	〃 3454番4	〃	468.53
22	〃 3454番5	〃	280.79
23	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷7220番4	〃	13,030.61
24	〃 7220番41	〃	4,499.54
25	〃 7220番59	聖隸厚生園用地	32.64
26	〃 7220番113	〃	547.39
27	〃 7220番116	〃	52.84
28	〃 7220番120	〃	316.90
29	〃 7220番121	〃	1,537.91
30	〃 7220番7	聖隸厚生園讃栄寮用地	1,436.00
31	〃 7220番33	〃	1,644.85
32	〃 7220番1	聖隸厚生園信生寮用地	3,855.00
33	〃 7220番32	〃	155.00
34	静岡県浜松市北区細江町中川字不動平7172番699	もくせいの里用地	2,416.71
35	静岡県浜松市北区都田町字白昭8749番3	聖隸こども園桜ヶ丘用地	996.77
36	〃 8749番4	〃	861.50
37	静岡県浜松市北区都田町字白昭 8749番6	〃	748.96
38	〃 8775番2	本部管理地	925.11

別 表 (No. 2)

## 基本財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積（単位m <sup>2</sup> ）
39	静岡県浜松市東区天王町字若宮1894番	聖隸こども園ひかりの子用地	992.00
40	静岡県浜松市東区天王町字若宮1895番	"	933.00
41	" 1896番	"	1,052.00
42	静岡県磐田市国府台字大井戸84番1	こうのとり保育園用地	687.30
43	" 84番2	"	492.26
44	" 84番3	"	1,130.44
45	" 84番4	"	385.35
46	" 84番5	"	857.05
47	静岡県浜松市北区根洗町字西567番2	聖隸三方原病院用地	1,691.00
48	鹿児島県奄美市名瀬平田町1361番21	奄美佳南園用地	217.86
49	" 1361番31	"	198.54
50	" 1361番32	"	164.40
51	兵庫県宝塚市ゆずり葉台3丁目23番	宝塚栄光園用地	4,786.83
52	" 3丁目23番30	"	10.79
53	神奈川県横須賀市武3丁目626番1	横須賀愛光園用地	4,016.96
54	" 3837番1	"	3,917.72
55	静岡県浜松市北区細江町中川字唐沢7412番3	三方原ベテルホーム用地	904.05
56	" 7413番2	"	53.52
57	" 7416番1	"	4,946.44
58	" 7419番8	"	199.81
59	兵庫県宝塚市ゆずり葉台3丁目23番20	宝塚栄光園用地	1,863.47
60	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1	和合愛光園用地	9,210.93
61	" 555番地2	"	187.20
62	" 555番地3	"	34.56
63	" 555番地4	"	108.63
64	静岡県浜松市中区和合町字札木598番地1	"	322.08
65	静岡県浜松市中区和合町字西平613番地1	"	229.00
66	" 613番地2	"	69.42
67	" 632番1	チャレンジ工房用地	164.69
68	" 632番5	和合愛光園用地	688.00
69	" 633番1	チャレンジ工房用地	800.57
70	" 633番2	和合愛光園用地	700.00
71	" 634番地2	"	49.58
72	" 652番地1	"	555.00
73	" 652番地2	"	2,749.61
74	" 652番3	チャレンジ工房用地	45.10
75	" 652番地4	和合愛光園用地	21.96
76	" 652番7	"	408.95

別 表 (No. 3)

## 基本財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積（単位m <sup>2</sup> ）
77	静岡県浜松市中区和合町字西平6 6 4番地	和合愛光園用地	456.00
78	〃 6 7 5番地1	〃	27.00
79	静岡県浜松市中区和合町字丸山6 3 5番地	〃	3,457.28
80	〃 6 3 5番地2	〃	47.32
81	〃 6 4 3番1	チャレンジ工房用地	415.50
82	〃 6 4 3番2	和合愛光園用地	637.00
83	静岡県浜松市中区和合町字センタナ6 7 7番地1	〃	179.23
84	〃 6 7 9番地	〃	274.38
85	静岡県浜松市中区和合町字小平6 8 0番地	〃	1,299.00
86	〃 6 8 1番地	〃	909.00
87	静岡県浜松市中区和合町字古川西6 8 6番地	〃	433.00
88	静岡県浜松市中区和合町字善吉西8 1 9番地	〃	198.00
89	静岡県浜松市中区和合町字天王峯8 2 1番地3	〃	347.39
90	〃 8 4 0番地4	〃	57.05
91	静岡県浜松市浜北区高菌2 0 8番1	浜北愛光園用地	11,393.41
92	〃 2 0 8番地2	〃	4,153.14
93	〃 2 1 0番	〃	68.46
94	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1 9 9番1	聖隸横浜病院用地	25,503.28
95	静岡県浜松市北区初生町1 0 9 5番1	聖隸デイサービスセンター初生用地	3,471.53
96	千葉県佐倉市江原台2丁目3 6番1	聖隸佐倉市民病院用地	5,095.53
97	〃 3 6番6	〃	909.03
98	〃 3 6番2	〃	37,868.36
99	静岡県浜松市中区元城町2 1 8番1 2	法人本部用地	164.34
100	〃 2 1 8番地2 6	〃	449.26
101	〃 2 1 8番地2 7	〃	281.15
102	静岡県浜松市北区細江町中川字唐沢7 4 3 1番2	聖隸おおぞら療育センター用地	317.15
103	〃 7 4 4 0番1	〃	6,744.43
104	〃 7 4 4 0番2	〃	191.70
105	〃 7 4 4 0番3	〃	72.89
106	〃 7 4 4 0番4	〃	120.77
107	〃 7 4 4 3番1	〃	1,165.47
108	静岡県浜松市北区細江町中川字神明ヶ谷7 4 4 8番	〃	4,152.70
109	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷7 2 2 0番1 4	〃	844.00
110	〃 7 2 2 0番1 2 9	〃	845.03
111	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷7 2 2 0番1 3 3	聖隸おおぞら療育センター用地	1,523.47
112	〃 7 2 2 0番1 3 5	〃	297.99
113	〃 7 2 2 0番1 4 1	〃	1,631.64
114	〃 7 2 2 0番1 4 2	〃	3,607.60

別 表 (No.4)

## 基本財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積 (単位m <sup>2</sup> )
115	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番146	聖隸おおぞら療育センター用地	299.93
116	〃 7220番147	〃	89.75
117	〃 7220番148	〃	2.22
118	静岡県浜松市北区根洗町字西 753番1	聖隸厚生園ナルド工房用地	1,026.00
119	鹿児島県奄美市名瀬春日町 1730番4	春日保育園用地	746.75
120	神奈川県藤沢市大庭字二番構 5526番2	藤沢愛光園・藤沢エデンの園用地	16,217.89
121	〃 5526番11	〃	315.89
122	〃 5526番14	〃	403.25
123	〃 5526番16	〃	62.99
124	兵庫県宝塚市中州一丁目 173番	聖隸逆瀬川デイサービスセンター用地	318.90
125	〃 240番	〃	296.26
126	〃 242番	〃	231.40
127	兵庫県宝塚市弥生町 369番104	宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚用地	5,884.00
128	静岡県磐田市下本郷字村東 1220番1	聖隸こども園こうのとり豊田用地	157.00
129	〃 1220番3	〃	55.00
130	〃 1236番1	〃	369.00
131	鹿児島県奄美市名瀬和光町 41番2	のぞみ園用地	400.23
132	〃 41番3	〃	650.00
133	〃 41番13	〃	165.30
134	静岡県浜松市中区和合町字宮東 500番1	和合愛光園和合サテライト用地	2,805.85
135	〃 字宮東499番1	〃	141.32
136	〃 字宮前519番1	〃	235.82
137	〃 字元屋敷 713番1	〃	1,272.00
138	〃 字元屋敷 713番3	〃	31.00
139	静岡県浜松市北区引佐町井伊谷字大手下 2569番	聖隸リハビリプラザいなさ用地	954.60
140	〃 2570番1	〃	734.66
141	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番153	聖隸三方原病院用地	251.24
142	静岡県浜松市北区根洗町字西 598番1	〃	13,133.22
143	静岡県浜松市中区常盤町 144番6 ※うち敷地権 1,384,634 分の 15,326	聖隸のあ保育園用地	※2,837.48
144	静岡県磐田市富丘字下原 677番1	聖隸こうのとり富丘用地	4,701.04
145	静岡県磐田市国府台字大井戸 84番15	こうのとり保育園用地	474.71

別 表 (No.5)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
1	静岡県浜松市北区三方原町3444番地2	3444-2	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建 聖隸三方原病院職員宿舎（オレンジペンション）1棟	506.02
2	静岡県浜松市北区根洗町字西645番地1	645-1	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 聖隸こども園わかば1棟	1,551.53
3	静岡県浜松市北区根洗町字西645番地1	645-1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 附属建物1 機械室	15.18
4	静岡県浜松市北区三方原町3454番地2	3454-2	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建 聖隸三方原病院職員宿舎（第1グリーンペニション）1棟	840.00
5	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地1	7220-1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき陸屋根3階建 聖隸厚生園信生寮1棟	4019.67
6	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地1	7220-1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 附属建物1 機械室	31.50
7	静岡県浜松市東区天王町若宮 1894番地	1894	鉄骨造スレートぶき2階建 聖隸こども園ひかりの子1棟	238.38
8	静岡県磐田市国府台字大井戸84番地3 〃 84番地2	84-3	鉄筋コンクリート造陸屋根 亜鉛メッキ鋼板葺2階建 こうのとり保育園1棟	1,276.69
9	鹿児島県奄美市名瀬平田町 1361番地6 1361番地3 1361番地15 1361番地33 1361番地34	1361-6	鉄筋コンクリート造陸屋根 スレート葺、コンクリート屋根渡廊下付4階建 特別養護老人ホーム奄美佳南園1棟	4,508.72
10	静岡県浜松市北区細江町中川字不動平 7172番地699	7172-699	鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建 軽費老人ホームA型もくせいの里1棟	2,095.13

別 表 (No. 6)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
11	兵庫県宝塚市ゆずり葉台3丁目 23番地 23番地20 23番地30	23	鉄筋コンクリート造陸屋根 ルーフィング葺地下1階付 3階建 特別養護老人ホーム宝塚栄光園1棟	3,521.05
12	静岡県浜松市北区三方原町3452番地、 〃 3451番地1 静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地4	3452-1	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・陸屋根地下2階付7階建 聖隸三方原病院1棟	26,712.95
13	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地4	7220-4-4	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 聖隸三方原病院機械室（パワープラント）1棟	1,314.44
14	静岡県浜松市北区三方原町3454番地3	3454-3	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建 聖隸三方原病院職員宿舎（第2グリーンペニション）の2～5階	672.00
15	静岡県浜松市北区三方原町3454番地1 〃 3454番地5	3454-5	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 聖隸三方原病院職員宿舎（第4グリーンペニション）1棟	739.72
16	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地4	7220-4-10	鉄骨造陸屋根平家建 聖隸三方原病院MRⅠ棟1棟	376.31
17	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地41	7220-41-5	鉄骨造スレート葺平家建 聖隸三方原病院デイケア棟1棟	312.00
18	静岡県浜松市北区細江町中川字唐沢 7416番地1 7412番地3 7419番地8	7416-1	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 三方原ベテルホーム棟1棟	5,050.18
19	神奈川県横須賀市武3丁目626番地1	626-1	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建 横須賀愛光園棟1棟	3,303.50
20	静岡県周智郡森町一宮字岡海戸 3150番地1 一宮字谷崎前 3123番地4	3150-1	鉄骨造スレート葺平家建 森町愛光園1棟	3,860.37

別 表 (No.7)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
21	静岡県周智郡森町一宮字岡海戸 3150番地1 一宮字谷崎前 3123番地4	3150-1	コンクリートブロック造亜 鉛メッキ鋼板葺平家建 附属建物1 プロパン庫	7.81
22	静岡県周智郡森町一宮字岡海戸 3150番地1 一宮字谷崎前 3123番地4	3150-1	コンクリートブロック造陸 屋根平家建 附属建物2 機械室	6.72
23	浜松市北区三方原町3451番地1 3452番地 浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地4	3451-1	鉄筋コンクリート造・鉄骨 鉄筋コンクリート造陸屋 根・アルミニューム板ぶき 地下1階付8階建 聖隸三方原病院F号館1棟	31,097.69
24	浜松市北区三方原町3451番地1 3452番地 浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地4	3451-1	鉄筋コンクリート造コンク リート屋根平家建 附属建 物2 機械室	28.28
25	静岡県浜松市北区引佐町東黒田字田代 37番地2	37-2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸 屋根平家建 いなさ愛光園 1棟	3,749.88
26	静岡県浜松市北区引佐町東黒田字田代 37番地2	37-2	鉄筋コンクリート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平家建 附属建物1 倉庫・機械室	29.27
27	静岡県浜松市北区引佐町東黒田字田代 37番地2	37-2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸 平家建 付属建物2 いなさ愛光園 1棟	854.04
28	静岡県浜松市北区引佐町東黒田字田代 37番地2	37-2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 付属建物3 ほのぼのケアガーデン	564.26
29	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地4 7220番地41 7220番地121	7220-4-12	鉄筋コンクリート・鉄骨造 アルミニューム板葺・陸屋 根2階建 聖隸三方原病院 ホスピス1棟	2,130.23

別 表 (No.8)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
30	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1 555番地2 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字丸山635番地 静岡県浜松市中区和合町字西平652番地2 652番地4	555-1	鉄骨・鉄筋コンクリート造かわら・合金メッキ鋼板ぶき3階建 和合愛光園1棟	4660.77
31	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1 555番地2 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字丸山635番地 静岡県浜松市中区和合町字西平652番地2 652番地4	555-1	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 附属建物1 機械室	36.00
32	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1 555番地2 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字丸山635番地 静岡県浜松市中区和合町字西平652番地2 652番地4	555-1	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 附属建物2 機械室	21.58
33	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1 555番地2 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字丸山635番地 静岡県浜松市中区和合町字西平652番地2 652番地4	555-1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 附属建物3 機械室	4.82
34	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1 555番地2 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字丸山635番地 静岡県浜松市中区和合町字西平652番地2 652番地4	555-1	鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺4階建 附属建物4 和合愛光園（みるとす・やまぶき）	3,822.90
35	静岡県浜松市中区和合町字大割555番地1 555番地2 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字丸山635番地 静岡県浜松市中区和合町字西平652番地2 652番地4	555-1	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 附属建物5 機械室	36.00

別 表 (No.9)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
36	静岡県浜松市浜北区高瀬208番地2 208番地1	208-2	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建 浜北愛光園1棟	3,249.86
37	静岡県浜松市浜北区高瀬208番地2 208番地1	208-2	鉄筋コンクリート造陸屋根3 階建 附属建物1 浜北愛光 園・聖隸厚生園きらめき工房1 棟	2,887.55
38	静岡県浜松市浜北区高瀬208番地2 208番地1	208-2	鉄筋コンクリート造コンクリ ート屋根平家建 附属建物2 機械室	50.00
39	静岡県浜松市浜北区高瀬208番地2 208番地1	208-2	鉄筋コンクリート造陸屋根3 階建 附属建物3 浜北愛光 園・聖隸厚生園きらめき工房 1棟	3,976.04
40	静岡県浜松市浜北区高瀬208番地2 208番地1	208-2	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建 附属建物4 機械室	50.00
41	兵庫県宝塚市切畠字長尾山5番地321 5番地138	5-321-2	鉄筋コンクリート造陸屋根 瓦葺・3階建 花屋敷栄光園 1棟	7,067.49
42	兵庫県宝塚市切畠字長尾山5番地138	5-138	鉄筋コンクリート造瓦葺6階 建 ケアハウス花屋敷1棟	5,167.18
43	兵庫県淡路市岩屋字大長谷3373番地	3373	鉄筋コンクリート造スレート 葺・陸屋根2階建 淡路栄光園1棟	3,583.22
44	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地7 7220番地33	7220-7	鉄筋コンクリート造陸屋根・ 亜鉛メッキ鋼板葺3階建 聖隸厚生園讃栄寮1棟	2,622.01
45	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地7 7220番地33	7220-7	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建 附属建物1 機械室	27.54
46	兵庫県宝塚市御殿山2丁目529番地	529-3	鉄筋コンクリート造瓦葺2階 建 御殿山あゆみ保育園1棟	1,628.19
47	兵庫県宝塚市御殿山2丁目529番地	529-3	鉄筋コンクリート造瓦葺平家 建 附属建物1 便所	3.81
48	神奈川県横須賀市武3丁目3837番地1 626番地1	3837-1	鉄筋コンクリート造陸屋根・ スレート葺3階建 横須賀愛光園1棟	2,228.25

別 表 (No.10)

## 基本財産 (建物)

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積 (単位m <sup>2</sup> )
49	千葉県松戸市高塚新田字中ノ窪 128番地8	128-8	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋 コンクリート造陸屋根地下1 階付6階建 松戸愛光園1棟	6,569.51
50	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根3 階建 聖隸横浜病院1棟	5310.25
51	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根地 下1階付4階建 附属建物2 病院	5,197.72
52	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建 附属建物3 病院	495.95
53	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根4 階建 附属建物4 病院	582.49
54	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根4 階建 附属建物5 病院	2,721.15
55	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建 附属建物6 病院	170.49
56	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地1	199-1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶ き平家建 附属建物7 倉庫	25.73
57	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地	199-5	鋼板造平家建 機械室	20.55
58	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地	199-6	鉄骨造陸屋根平家建 機械室	60.00
59	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番地	199-7	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建 変電所	168.00
60	静岡県浜松市北区初生町1095番地1	1095-1	木・鉄骨造スレートぶき鉄 筋コンクリート造陸屋根・ 合金メッキ鋼板ぶき2階建 聖隸ディサービスセンター 初生・和合愛光園初生サテ ライト1棟	2,215.22
61	千葉県佐倉市江原台2丁目36番地2 36番地1	36-2-1	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋 コンクリート造陸屋根6階建 聖隸佐倉市民病院1棟	42007.80
62	千葉県佐倉市江原台2丁目36番地2 36番地1	36-2-1	鉄筋コンクリート造陸屋根5 階建 付属建物2 寄宿舎	1,179.44

別 表 (No.11)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
63	千葉県佐倉市江原台2丁目36番地2 36番地1	36-2-1	鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき平 家建 付属建物3 洗濯室	160.91
64	千葉県佐倉市江原台2丁目36番地2 36番地1	36-2-1	鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき平 家建 付属建物4 倉庫	46.01
65	千葉県佐倉市江原台2丁目36番地2 36番地1	36-2-1	鉄骨造スレートぶき平家建 附属建物5 保育所	232.80
66	静岡県浜松市中区元城町218番地26 218番地27	218-26-101	鉄骨鉄筋コンクリート造1階 建 健康保険組合事務所	241.80
67	"	218-26-102	鉄骨造1階建 車庫	95.69
68	"	218-26-401	鉄骨鉄筋コンクリート造1階 建 法人本部事務所	457.21
69	"	218-26-501	鉄骨鉄筋コンクリート造1階 建 法人本部事務所	457.21
70	"	218-26-601	鉄骨鉄筋コンクリート造1階 建 法人本部事務所	457.21
71	鹿児島県奄美市名瀬春日町 1730番地10	1730-10-3	鉄筋コンクリート・鉄骨造コ ンクリート屋根2階建 春日 保育園1棟	788.07
72	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-1	鉄筋コンクリート造1階建 浦安ベテルホーム事務所	220.39
73	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-2	鉄筋コンクリート造1階建 浦安愛光園事務所	24.03
74	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-4	鉄筋コンクリート造1階建 浦安ベテルホーム養護所	1,211.44
75	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-5	鉄筋コンクリート造1階建 浦安ベテルホーム養護所	1,746.65
76	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-6	鉄筋コンクリート造1階建 浦安ベテルホーム養護所	1,709.65
77	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-7	鉄筋コンクリート造1階建 浦安愛光園養護所	1,604.59

別 表 (No.12)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積(単位m <sup>2</sup> )
78	千葉県浦安市高洲9丁目19番地3 19番地1	19-3-8	鉄筋コンクリート造1階建 浦安愛光園養護所	1,604.59
79	静岡県浜松市北区細江町中川字神明ヶ谷 7448番地 静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地129 7220番地133 7220番地141 7220番地142 静岡県浜松市北区細江町中川字唐沢 7440番地1 7443番地1	7448	鉄筋コンクリート・鉄骨造 アルミニューム板ぶき・陸 屋根3階建 聖隸おおぞら療育センター 1棟	6,414.56
80	"	7448	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建 附属建物1 機械 室・倉庫	38.75
81	"	7448	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建 附属建物2 作業 所	23.76
82	"	7448	鉄筋コンクリート造陸屋 根・アルミニューム板ぶき 3階建 附属建物3 重症 心身障害児者施設	3,010.15
83	"	7448	鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根平家建 附属建物4 機械室・倉庫	80.32
84	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地135	7220-135	木造スレート葺2階建 看 護師宿舎1棟	238.48
85	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地133 7220番地129	7220-133	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 あさひ1棟	691.36
86	静岡県浜松市北区細江町中川字大谷 7220番地146	7220-146	鉄骨造陸屋根2階建 活動 室・保育室1棟	215.38
87	静岡県浜松市北区根洗町字西753番地1	753-1	鉄骨造コンクリート屋根2 階建 聖隸厚生園ナルド工 房1棟	604.31
88	静岡県浜松市中区和合町字大割 555番地1	555-1-2	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付2階建 和合愛光園 1棟	1,740.68
89	静岡県浜松市東区天王町字若宮 1896番地 1895番地	1896	鉄筋コンクリート造陸屋 根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2 階建 聖隸こども園ひかり の子1棟	1,535.96
90	兵庫県宝塚市野上2丁目10番地6	10-6	鉄筋コンクリート造陸屋根・ セメントかわらぶき2階建 野上あゆみ保育園 1棟	1547.82

別 表 (No.13)

## 基本財産（建物）

No.	所在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
91	静岡県浜松市北区三方原町 3454番地4	3454-4	鉄骨造陸屋根2階建 聖隸三方原病院 1棟	408.90
92	静岡県磐田市下本郷字村東1055番地	1055	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平 家建 物置・機械室1棟	6.75
93	静岡県磐田市下本郷字村東1055番地	1055-2	鉄筋コンクリート造合金メッ キ鋼板ぶき・陸屋根2階建 聖 隸こども園こうのとり豊田 1棟	1,638.00
94	静岡県磐田市下本郷字村東1055番地	1055-2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平 家建 附属建物1 物置	13.26
95	静岡県磐田市下本郷字村東1055番地	1055-2	鉄筋コンクリート造コンクリ ート屋根平家建 附属建物2 便所	4.56
96	神奈川県藤沢市大庭字二番溝 5526番地2	5526-2	鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋 コンクリート造陸屋根地下1 階付12階建 藤沢愛光園・藤 沢エデンの園1棟	27,777.60
97	神奈川県藤沢市大庭字二番溝 5526番地2	5526-2	鉄筋コンクリート造コンクリ ート屋根平屋建 付属建物1 倉庫	4.95
98	兵庫県宝塚市中州一丁目240番地 173番地 242番地	240-2	鉄骨造かわらぶき・陸屋根3 階建 聖隸逆瀬川ディサービ スセンター 1棟	766.56
99	静岡県周智郡森町天宮1350番地	1350	鉄筋コンクリート造陸屋根2 階建 森町愛光園天宮サテラ イト 1棟	1,432.54
100	静岡県浜松市中区和合町字丸山 643番地1 静岡県浜松市中区和合町字西平 632番地1 652番地3	643-1	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼 板ぶき地下1階付2階建 チ ヤレンジ工房 1棟	722.06
101	静岡県浜松市北区都田町字白昭 8749番地6 8749番地3 8749番地4	8749-6	鉄筋コンクリート造合金メッ キ鋼板ぶき・陸屋根2階建 聖 隸こども園桜ヶ丘 1棟	1,490.83

別 表 (No.14)

## 基本財産（建物）

102	兵庫県宝塚市弥生町369番地104	369-104	鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建 宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚1棟	10,646.05
103	兵庫県宝塚市弥生町369番地104	369-104	鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建 附属建物1 集塵庫	6.00
104	兵庫県淡路市夢舞台1番地1	1-1	鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建 聖隸淡路病院1棟	10,334.70
105	兵庫県淡路市夢舞台1番地1	1-1	鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建 附属建物1 倉庫	172.80
106	兵庫県淡路市久留麻字大田 1864番地 1862番地 1863番地1 1863番地4 1865番地	1864	鉄筋コンクリート造かわらぶき3階建 聖隸カーネーションホーム1棟	3,301.70
107	兵庫県淡路市久留麻字大田 1864番地 1862番地 1863番地1 1863番地4 1865番地	1864	鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建 附属建物1 プロパン庫・ポンプ室	15.00
108	静岡県浜松市中区和合町字宮東 500番1	500-1	鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建 和合愛光園和合サテライト1棟	1,243.38
109	静岡県磐田市東新屋字道江 271番地3	271-3	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 聖隸こども園こうのとり東1棟	1,724.22
110	静岡県磐田市東新屋字道江 271番地3	271-3	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建 附属建物1 便所	2.95
111	鹿児島県奄美市名瀬和光町41番地3 41番地2	41-3	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 のぞみ園 1棟	532.30
112	静岡県浜松市北区引佐町井伊谷 字大手下2570番地1 2569番地	2570-1	鉄骨造陸屋根2階建 聖隸リハビリプラザいなさ1棟	671.51
113	静岡県浜松市中区和合町字小平 681番地 680番地 静岡県浜松市中区和合町字大割 555番地1 555番地4 静岡県浜松市中区和合町字西平 652番地2	681	鉄骨造陸屋根3階建 聖隸こども園めぐみ 1棟	2278.92

別 表 (No.15)

## 基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋番号	構造及び名称	延面積（単位m <sup>2</sup> ）
114	静岡県磐田市上大之郷字二ノ坪 23番地1 23番地3 48番地1 静岡県磐田市上岡田字新立東 1079番地1 1086番地3	23-1	鉄骨造陸屋根平屋建 聖隸 こども発達支援センターかるみあ・聖隸チャレンジ工房磐田 1棟	1,327.80
115	静岡県浜松市中区常盤町144番6	常盤町 144-6-100	鉄筋コンクリート造1階建 聖隸のあ保育園	1階部分 145.33
116	鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字手廣 1679番地2 1685番地1	1679-2	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 聖隸かがやき 1棟	400.00
117	静岡県浜松市北区根洗町字西 598番地1	598-1	鉄骨造陸屋根・コンクリート屋根平家建 聖隸三方原病院	2,899.08
118	静岡県浜松市北区根洗町字西 598番地1	598-1	鉄筋コンクリート造コンクリート板ぶき平家建 聖隸三方原病院 機械室	26.29
119	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番1	199-1	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付4階建 聖隸横浜病院	10,361.22
120	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 199番1	199-1	鋼板造平家建 聖隸横浜病院 機械室	8.00
121	静岡県磐田市富丘字下原 677番地1	677-1	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 聖隸こども園こうのとり富丘 1棟	2196.03
122	静岡県磐田市富丘字下原 677番地1	677-1	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建 附属建物1便所・物置	18.00
123	静岡県浜松市北区都田町字沢上 9478番地1	9478-1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 浜松学園 寄宿舎	2208.33
124	静岡県浜松市北区都田町字沢上 9478番地1	9478-1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 浜松学園 作業所	1043.85
125	静岡県浜松市北区都田町字沢上 9478番地1	9478-1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 浜松学園 体育館	499.95
126	静岡県浜松市北区都田町字沢上 9478番地1	9478-1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 浜松学園 物置	65.10
127	静岡県浜松市北区都田町字沢上 9478番地1	9478-1	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 浜松学園 ごみ置場	5.78
128	静岡県浜松市北区都田町字沢上 9478番地1	9478-1-2	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 浜松学園 寄宿舎	1階 1316.00 2階 1502.28